

型式検定の手引き (絶縁用保護具防具)

2025 年 5 月
公益社団法人 産業安全技術協会

目次

1.	新規検定申請書類の作成要領	1
1.1	新規検定申請書	2
1.2	同一型式一覧表	4
1.3	添付図面一覧表	5
1.4	製造検査設備等の概要書	6
1.5	図面	6
1.6	連絡先	7
1.7	型式検定合格標章表示案	7
1.8	型式記号の説明書	8
1.9	同一型式の理由書	8
1.10	取り扱い等に関する説明書	8
1.11	あらかじめ行った試験の結果	8
付録 1	絶縁用保護具等における「同一型式品」の考え方の基本	9

1. 新規検定申請書類の作成要領

本手引きは絶縁用保護具及び絶縁用防具（その電圧が、直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。）の新規検定申請について補足的にまとめたものです。事前に「型式検定の手引き（申請の手続き一般（共通編））」を熟読の上、本手引きの様式、記載内容等を参考に書類を作成してください。なお、新規検定申請時に必要となる書類をまとめた一覧は表1にありますので、ご活用ください。各申請書類の作成要領は1.1～1.11に示すとおりです。

また、押印廃止に伴い、従来からの方法の他に電子ファイルでの提出も可能となりました。提出方法等については2021年3月にホームページの「検定のお知らせ」（<https://www.tiis.or.jp/announcement-from-the-association-toukou/5113/>）で示したとおりです。

表1 新規検定申請に必要な書類一覧表

書類		数量	備考
①	新規検定申請書	1 通	様式1を参照してください。
②	申請代行の委任状	1 通	検定の業務を委任する場合必要となります。
③	申請品の説明書	1 通	試験省略となる場合必要となります。
④	同一型式一覧表	1 通	同一型式品がある場合必要となります。
⑤	添付図面一覧表	1 通	様式2を参照してください。
⑥	製造検査設備等の概要書	1 通	別冊の「型式検定の手引き（申請の手続き一般（共通編））」の4.2.2項をご確認ください。
⑦	図面	各1 通	図面は、添付図面一覧表に記載された番号順に綴じてください。
⑧	検定実施者から申請者への連絡先	1 通	
⑨	型式検定合格標章表示案	1 通	様式3を参照してください。
⑩	型式記号の説明書	1 通	
⑪	同一型式の理由書	1 通	同一型式品がある場合必要となります。
⑫	性能・取扱い等の説明書	1 通	
⑬	あらかじめ行った試験の結果書	1 通	

1.1 新規検定申請書

新規検定申請書の様式は様式1に示すとおりです。次の各項の説明と様式1の記載例を参考にして作成してください。

(1) 「品名（種類）」欄

一般的な名称を書きます。絶縁用保護具の場合は、電気用帽子、電気用ゴム手袋、絶縁上衣、絶縁下衣、絶縁ゴム袖、電気用長靴等のいずれかを書き、その後に（絶縁用保護具）と記入します。絶縁用防具の場合は、管形シールド、絶縁シート、碍子カバー、カットアウトカバー、引き下げ線カバー等のいずれかを書き、その後に（絶縁用防具）と記入します。

(2) 「型式の名称」欄

絶縁用保護具等の型式の名称を記入します。型式の名称は、できるだけ英数字で表記するよう配慮願います。特殊なマークや記号は、合格証には手書きで記載されません。

(3) 「構造」欄

供試品について、記入します。

○電気用帽子（例）

- ・ポリカーボネート樹脂
- ・ABS樹脂

○ゴム製品（例）

- ・天然ゴム
- ・天然ゴム混合物

○絶縁衣等でフィルムを重ねた製品（例）

外側 EVACコーティング合成繊維布
中間 EVACフィルム
内側 ポリウレタン

(4) 「性能」欄

使用電圧及び耐電圧試験値を記入してください。

(5) 「製造者の氏名及び住所」欄

申請品を製造する会社（工場）の名称及び所在地を記入します。この内容はそのまま合格証に記載されます。工場名まで特定することができますが、その場合には、その工場が製造検査設備等の要件を満たすことが必要です。

(6) 「検定希望地」欄

申請書の様式としてこの欄が必要ですが、通常は希望地及び理由は記載しません。（特別の事情がある場合には、申請者の希望する場所で新規検定を行うことができますが、絶縁用保護具等については従来そうした例はありません。）

(7) 申請者の押印等

住所、氏名（通常は会社名）と、代表者名を記載します。代表者名を記載して押印

する代わりに、署名することができます。しかし、署名だけでは判読しにくい場合がありますので、活字体で代表者名を併記してください。

様式 1 新規検定申請書の記載例

25
30mm
空白

新規検定申請書

受付印を押すスペースを空けてください。
(60mm×60mm)

品名(種類)	電気用ゴム手袋 (絶縁用保護具)
型式の名称	A-630 (同一型式は別表のとおり)
構造	材 質 天然ゴム 寸 法 全長 455mm 袖口の形状 直線 (同一型式は別表のとおり)
性能	使用電圧 7,000V以下 耐電圧試験値 20,000V
製造者の氏名 及び住所	×××工業株式会社 ○○○○○○○○
新規検定希望地 及びその理由	

○○○○年○月○日

住所

○○○○○○○○

申請者 氏名

×××工業株式会社

代表取締役

○○○○

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

(注) 右上に受付印を押すスペース (60mm×60mm) を空けてください。また、左側に綴じ代として 25～30mm 空けてください。

1.2 同一型式一覧表

型式検定は型式ごとに行われるものですが、申請書に記載された型式のもの（供試品）と異なる構造等であっても、供試品と同等の安全性能を有するものであれば、「同一型式品」として1件の申請の中に含めることができます場合があります。なお、同一型式品となるか否かは審査の結果決まることですが、参考のために基本的考え方を付録1に示します。必要な場合には、事前に担当検定員にご相談ください。同一型式品を含めて申請する場合には、次の点に留意願います。

(1) 「同一型式一覧表」が必要です。

この表は、供試品の型式を含めて、申請するすべての型式の名称を一覧表にしたもので、それぞれの型式について、構造等が供試品と比較してどのように異なるかを簡潔に記載します。また、供試品の型式の名称と構造等を□（長方形）で囲んで識別できるようにします。なお、構造等に変化範囲がある場合であっても、必ずしもそれぞれに型式の名称を与える必要はなく、図面の中で変化範囲を明確にする方法もあります。この場合には同一型式一覧表は不要ですが、変化範囲が認められるか否かが審査されることは同じです。

(2) 同一型式品があることを、新規検定申請書の中で明確にします。

型式の名称が変化する場合には、新規検定申請書の「型式の名称」欄に、“（同一型式は別表のとおり）”と記載します。

(3) 同一型式の理由書が必要です。

供試品以外の型式のものが供試品と同等の安全性能を有すると考える理由を、申請者の観点で記してください。検定時には、これを参考にして、同一型式品となるか否かが審査されます。

なお、同一型式品の安全性能は、供試品の試験結果のみに基づいて評価してください。「同一型式品について試験を行った結果、規格に適合している」という説明は、同一型式とみなす理由にはなりません。

同一型式一覧表（手袋の例）

型式の名称	全長（mm）	袖口の形状	備考
A－630	455	直線	供試品
A－640	405		同一型式品
A－650	355		
A－670	455		
A－680	405	Uカット	

注）□内は、供試品を示す。

同一型式一覧表（ゴム長靴の例）

型式の名称	サイズ（mm）	高さ（mm）	備考
20-13	270	470	供試品
20-11	260	470	同一型式品
20-12	265	470	
20-14	255	450	

注）□内は、供試品を示す。

同一型式一覧表（管形シールドの例）

型式の名称	全長（mm）	備考
P-10-2	1200	供試品
P-10-3	1000	同一型式品
P-10-4	800	

注）□内は、供試品を示す。

同一型式一覧表（絶縁シートの例）

型式の名称	縦×横（mm）	備考
S-1-1	1200×1000	供試品
S-1-2	1000×800	同一型式品

注）□内は、供試品を示す。

1.3 添付図面一覧表

供試品の構造・材質等は図面により明らかにし、特定します。添付図面一覧表は、新規検定申請書に添付するすべての図面について、図面名称及び図面番号を一覧表にしたものです。従って、「図面名称」及び「図面番号」は、各図面に記載されている名称及び図面番号（図番）と厳密に一致させることが必要です。様式2の記載例を参考にして作成してください。添付図面一覧表の左端の「順番号」欄は、添付図面を綴じた順番と図面の合計枚数を知るためのものです。図面は順番号の順に綴じてください。

様式 2 添付図面一覧表の記載例

添付図面一覧表			
順番号	図 面 名 称	図面番号	備 考
1	組立図（１）	P1021	供試品
2	部品図 A	P1022	供試品及び同一型式品
3	部品図 B	P1023	供試品
4	組立図（２）	P2021	同一型式品
5	組立図（３）	P2022	同一型式品
	以下余白		

（注）図面の名称が同一とならないようにするため、「組立図(2)」「組立図(3)」のように区別してください。「組立図(2)」の次の行に「 〃 (3)」のような省略記号を用いないでください。表の下方に余白が生じた場合は、「以下余白」と書くか、又は斜線を記入して、それ以下の行が空欄であることを明確にしてください。

1.4 製造検査設備等の概要書

型式検定の手引き（申請の手続き一般（共通編））の 4.2.2 項を参考に作成してください。

1.5 図面

各図面には原則として、すべての部品の名称、材料、数量を明記します。図面には図面名称・図面番号のほかに、必ず申請者名を入れます。英語以外で作成された図面には、主要な部分に和訳を添えてください。また、各品目について以下の点を考慮してください。

○ゴム手袋

形状寸法、各部の厚さとその公差を書いてください。

○長靴

形状寸法、主要な3箇所以上の厚さとその公差を書いてください。

○絶縁衣

フィルム類を重ね合わせて溶着又は縫合したものは、全般的な形状寸法とその断面図（1枚のフィルムの厚さ、その公差、重ねた枚数、補強材料、重ねしろ、縫合の位置等及びそれらの公差を記入）を書いてください。

○帽子

組立図が必要です。また、帽体は三面図以外にその断面図を描き、各部の厚さ及びその公差を書いてください。

○絶縁用防具

形状の複雑なものが多いので、三面図、主要な箇所の断面図、寸法を詳細に書いてください。特に、各部分の厚さとその公差を明確に書いてください。

（注）図面を訂正する場合は、原図で訂正し、複写したものを提出してください。ボールペン等で訂正したり、文字等を書き加えたりしたものは、検定申請用の図面として使用できません。

1.6 連絡先

申請品について検定実施者から連絡する場合の連絡先として、会社所在地、会社名、担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記入します。担当者がe-mailを利用できる場合は、そのアドレスを記入してください。様式は問いません。

1.7 型式検定合格標章表示案

検定に合格した絶縁用保護具等には、見やすい箇所に様式3のような「型式検定合格標章」を取り付けなければなりません。合格標章の様式は機械等検定規則で定められていますが、大きさは任意です。なお、「型式検定合格番号」、「製造者名」、「製造年月」及び「使用電圧」という文字は記入しなくても構いません。

様式3 型式検定合格標章の様式

労（○年○月）検
型式検定合格番号
製 造 者 名
製 造 年 月
使 用 電 圧

（注1）「労（○年○月）検」の（○年○月）は型式検定に合格した年月を（○○○○．○）のごとく表示してください。

（注２）更新検定を申請し、合格した場合には、表示すべき合格年月は更新検定の合格年月に変わります。（合格番号は変わりません。）

1.8 型式記号の説明書

型式の名称の中で使われている英文字、数字などがどのような意味を持つかを説明するものです。様式は問いません。

1.9 同一型式の理由書

同一型式品を含む申請の場合にだけ添付します。1.2項を参考に作成してください。様式は問いません。

1.10 取り扱い等に関する説明書

一般的な手袋、絶縁衣、絶縁シート等は、その使い方等が明瞭ですが、カットアウトカバー、碍子カバー、その他特殊な部分に用いる防具類は取扱説明書が必要です。覆われる高圧電気回路部品とそれをカバーする防具の取り付け関係位置は重要ですし、カットアウトの場合は、どこのメーカーの型番いくらのものにのみ使用するという制限のある場合もあります。このような場合はできるだけ説明資料をつけてください。

1.11 あらかじめ行った試験の結果書

検定申請品（供試品）が厚生労働大臣の定める規格に適合していることを確認するために申請者自身があらかじめ行った試験の結果を添付します。様式は問いませんが、規格に定めるすべての試験について、どのような試験装置を用いて、どのような方法で試験し、その結果がどうであったかを、わかりやすく記してください。この試験結果の内容が不十分で必要な試験結果が欠けていますと、申請を受理できない場合があります。

付録 1 絶縁用保護具等における「同一型式品」の考え方の基本

新規検定における同一型式品の基本的考え方は次のとおりです。更新検定に際して同一型式品の追加を申請する場合も同様です。具体例については担当の検定員にご相談ください。

- 1) 検定の試験・検査は、供試品に対してのみ行います。この試験・検査の結果をもとに、科学技術常識的に判断して供試品と同等の安全性能を有すると評価できるものは、同一型式品に含めることができます。供試品に対して行った試験とは別に試験を行わなければ安全性能が評価できないものは、同一型式品とはなりません。
- 2) 次の区分のものは同一型式に含めることはできません。別に新規検定を申請してください。（根拠：昭和 53 年通達）

種類	要素	区分
絶縁用保護具	(1)種類	イ 帽子 ロ 手袋 ハ 長靴 ニ 上衣 ホ 肩あて ヘ 袖カバー
	(2)用途	イ 交流の電圧が 3 0 0 ボルトを越え 6 0 0 ボルト以下である電路について用いるもの。 ロ 交流の電圧が 6 0 0 ボルトを超え 3 5 0 0 ボルト以下である電路又は直流の電圧が 7 5 0 ボルトを超え 3 5 0 0 ボルト以下である電路について用いるもの ハ 電圧が 3 5 0 0 ボルトを超え 7 0 0 0 ボルト以下である電路について用いるもの
	(3)絶縁体の主材料	イ 天然ゴムを主成分とするもの ロ ブチルゴムを主成分とするもの ハ クロロプレングムを主成分とするもの ニ ポリエチレン樹脂を主成分とするもの ホ ポリカーボネート樹脂を主成分とするもの ヘ ビニル樹脂を主成分とするもの ト ポリウレタン樹脂を主成分とするもの チ A B S 樹脂を主成分とするもの リ フェノール樹脂を主成分とするもの

絶縁用防具	(1)種類	イ 直線状の絶縁管 ロ 蛇腹状の絶縁管 ハ イ及びロ以外の絶縁管 ニ 風呂敷状の絶縁シート ホ 帯状の絶縁シート ヘ ニ及びホ以外の絶縁シート ト がいしカバー チ カットアウトカバー リ ト及びチ以外の絶縁カバー
	(2)用途	イ 交流の電圧が300ボルトを超え600ボルト以下である電路について用いるもの ロ 交流の電圧が600ボルトを超え3500ボルト以下である電路又は直流の電圧が750ボルトを超え3500ボルト以下である電路について用いるもの ハ 電圧が3500ボルトを超え7000ボルト以下である電路について用いるもの
	(3)絶縁体の主材料	イ 天然ゴムを主成分とするもの ロ ブチルゴムを主成分とするもの ハ クロロプレンゴムを主成分とするもの ニ ポリエチレン樹脂を主成分とするもの ホ ビニル樹脂を主成分とするもの ヘ ポリウレタン樹脂を主成分とするもの

3) また、次の点にも考慮してください。

(1)天然ゴム製品類

- ・型を使用して成型を行う製品については、型の形状の異なるものは原則として同一型式とはしません。
- ・同一のシートより切り抜いた製品については、同じような形状・寸法のものは同一型式とします。ただし、使用方法が異なるものについては、別に申請してください。
- ・ダイスを使用して成型するようなものは、長さのみが異なるものについて同一型式とします。

(2)樹脂シート類

- ・同一のシートより切り抜いた製品については、同じような形状・寸法のものは同一型式とします。なお、部品等の取付方法の違いにより性能に影響を与えるおそれのあるものは同一型式とはしません。

(3)その他

- ・同じような形状、製法、材質であっても、極端に大きさの異なるものは、使用される状況などが異なってくると考えられ、試験の考え方も変わってくるので、常識的な範囲になるようにしてください。
- ・同一型式については、耐電圧試験の方法が異なるもの、新たに試験が必要となるものは別に申請してください。